

教育委員会附属屋内小運動場 文化開放事業における使用上の注意事項

- 1 使用に際しては、各団体の使用責任者の指示に従ってください。
- 2 土足は厳禁です。(各自、上履きを持参ください。)
- 3 出入口は、必ず指定された入り口を使用してください。
- 4 使用許可された施設やトイレ以外には絶対に立ち入らないでください。
- 5 使用時間は必ず厳守してください。
- 6 施設及び敷地内での飲酒・喫煙のほか火気の使用は厳禁です。また、施設内での飲食(水分補給は可)やガムも禁止します。
- 7 お子さんを連れての使用者は、他の使用者の迷惑にならないよう、お子さんの行動には十分注意してください。
- 8 床面を傷つける恐れのある靴(ダンスシューズ等)や機材の使用は禁止します。
- 9 使用終了後は、速やかに備品などの整理・整頓及び清掃を行い、使用責任者に報告して点検を受けてください。
- 10 器物を損傷、又は紛失したときは、速やかに使用責任者に報告するとともに、原状回復してください。
- 11 使用者の呼び出し、欠席連絡などで教育委員会に連絡しないでください。
- 12 ゴミ類については、使用者が責任をもって必ずお持ち帰りください。
- 13 駐車場は教育委員会の駐車場を御利用ください。
- 14 申請(許可)内容、代表者、使用責任者の届出内容に変更が生じたときは、速やかに生涯学習課に連絡してください。
- 15 施設使用を中止する場合は使用前日までに、当日やむを得ず使用を中止する場合は速やかに、生涯学習課へ連絡してください。
- 16 無届けで使用しなかった場合や使用上に違反があった場合は、使用許可を取り消す場合があります。
- 17 使用許可日であっても、教育委員会業務や緊急の都合等により使用できない場合があります。

小樽市教育委員会 教育部生涯学習課
〒047-0024 小樽市緑3丁目4番1号
TEL 0134-32-4111内線532